

パブリックコメント実施結果

1 件名

山陽小野田市地域防災計画（案）

2 パブリックコメント実施の概要

山陽小野田市地域防災計画（案）を市ホームページに掲載するとともに、下記の場所での閲覧により市民からの意見公募を行った。

【閲覧場所】山陽小野田市役所総務課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

3 意見公募期間

平成25年3月15日（金）～平成25年4月15日（月）

4 意見を提出できる人

- (1) 山陽小野田市に住所がある人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体
- (3) 市内の事業所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内の学校に通学する人

5 提出意見

1人（14件）

6 市に寄せられた意見と市の考え方

No	該当箇所	見出し	ご意見の概要	市の考え方	意見を参考にした修正実施の有無	山陽小野田市地域防災計画修正案
1	P8	第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置	<p>関連の知識・技能の習得に努める努力義務及び通報の義務を追加する。</p> <p>1 防災・減災に向けて相互に協力するとともに、各々で実施可能な対策を講じること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、自分を含めた周囲が被災しないよう備えておくこと。 また、災害が発生する恐れがある異常な現象を又は災害が発生したときは、市または防災関係機関に通報するものとする。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p> <p>なお、災害時の通報先については、ハザードマップ等に示すとともに、ホームページに掲載するなど、より分かりやすく提供するよう努めてまいります。</p>	有	<p>1 防災・減災に関する知識及び技能を習得するよう努めるとともに、各々で実施可能な災害に対する備えに努めること。</p> <p>2 平時から災害時の通報先の確認に努めること。</p> <p>3 地域社会の一員として、自主防災組織等が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努めること。</p>
2			<p>防災及び減災活動を自分たちの活動と位置づけるため、記載内容を訂正する。</p> <p>2 自主防災組織等が行う防災活動に協力するよう努めること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災及び減災活動に積極的に参加するよう努める。</p>	<p>地域での防災活動への参加啓発は訓練等を行ううえでの課題と認識していますので、市としましても、出前講座や校区防災訓練等に協力し、今後も普及啓発に努めてまいります。</p>	有	<p>4 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</p> <p>5 地域において相互に助</p>

3			<p>3 <u>自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。</u></p> <p>↓</p> <p>No.1 で追加した内容に含まれるため削除する。</p>	<p>自助には災害への備えの他に、実際に被災したときに自らの身は自分で守るという意味があるため、現行のとおり記載すべきであると考えます。</p>	無	<p>け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。</p>
4	P8	第1編第1章第5節 9 市民・事業所等 のとりべき措置	<p>教育機関、市民活動団体及びボランティアの役割を明記する。</p> <p>3 社会福祉施設、学校等の管理者</p> <p>(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。</p> <p>(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。</p> <p>↓</p> <p>3 社会福祉施設、学校等の管理者</p> <p>(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。</p> <p>(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。</p> <p>(3) <u>教育機関は、その管轄する施設等の安全性を確保するとともに、児童等が災害において、自分の安全を確保するための適切な対応が出来るよう、それぞれの発達段階に応じた防災及び減災に関する教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>高等学校及び大学等の高等教育機関は、その教育的立場及び専門的な見地から災害に強い安心で安全なまちづくりへの調査、研究及びこれらの成果を地域における防災及び減災活動に活用し、普及できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) <u>市民活動団体及びボランティア団体は、組織力及びネットワークを活用し、自分たちの活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めるとともに行政の活動を補完する活動に努めるものとする。</u></p> <p>また、産学官が各自で又は相互に連携して行う防災及び減災活動に積極的に参加するものとする。</p>	<p>ご意見にあります教育機関の役割については、当該機関が実施すべき当然の対応であると考えます。</p> <p>また、高等教育機関につきましては、市としましても、今後も一層の連携強化に努めてまいります。</p> <p>なお、民間団体及びボランティアにつきましては、防災活動を推進するうえで、その役割が非常に大きなものと考えていますので、ご意見の趣旨を踏まえて項目を追加します。</p>	有	<p>(新設) <u>民間団体及びボランティア団体</u></p> <p>1 <u>組織力及びネットワークを活用し、各々の活動の中で防災及び減災の活動に取り組むよう努めること。</u></p> <p>2 <u>市及び防災関係機関と連携した、防災訓練等の実施に努めること。</u></p>
5	P23	第2編第1章第2節 第1項 1 市職員に対する 教育	<p>防災体制での行政の体制強化を図るため、「危機管理課」を設置するべきなので、以下の内容を地域防災計画上に記載する。</p> <p>「総務課」を他市の「危機管理」部門に倣い、この部門を昇格させ「危機管理課」とする。</p>	<p>市地域防災計画には市の災害対策の基本的な方針と対応を示しています。</p> <p>危機管理体制の強化について重要なものであることは当然ですが、危機管理体制の強化と組織体制の変更は別の課題であると考えています。</p>	無	修正なし
6	P23	第2編第1章第2節 第1項 2 小・中学生児童生徒 に対する教育	<p>文章中の「指導」の後に「・訓練」の文言を入れ、児童生徒に行動を身に付けさせることが肝要である。</p> <p>2 小・中学生児童生徒に対する教育（学校教育課）</p> <p>市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する<u>指導</u>計画の作成と、その実施を指導する。</p> <p>(1) 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。</p> <p>(2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方</p>	<p>児童生徒に対する防災教育とは、防災訓練を含めた教育となります。</p> <p>なお、(2)及び(3)については、児童生徒に対する避難時の行動訓練について明確にするため、ご意見のとおり、修正します。</p>	有	<p>(2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた<u>指導・訓練</u>を行う。</p> <p>(3) 中学校生徒を対象に、応急手当方法の習得のた</p>

			<p>について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた<u>指導</u>を行う。</p> <p>(3) 中学校生徒を対象に、応急手当方法の習得のための<u>指導</u>を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 小・中学生児童生徒に対する教育（学校教育課） 市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する<u>指導・訓練計画</u>の作成と、その実施を<u>指導・訓練</u>する。</p> <p>(1) 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の<u>指導・訓練</u>を行う。</p> <p>(2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた<u>指導・訓練</u>を行う。</p> <p>(3) 中学校生徒を対象に、応急手当方法の習得のための<u>指導・訓練</u>を行う</p>			<p>めの<u>指導・訓練</u>を行う。</p>
7	P24	<p>第2編第1章第2節 第1項 3 市民に対する普及啓発</p>	<p>この項は、家庭内で必須の要件である。 「災害時」を「緊急時」と改訂し、(1)の<u>ア</u>として挿入する。</p> <p>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局） 注意報、警報発表時及び・・・</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策 <u>ア</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄 <u>イ</u> 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>ウ</u> 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知 <u>エ</u> 消火器の普及</p> <p>(2) 率先避難者としての心得</p> <p>(3) 避難場所での行動</p> <p>(4) <u>災害時の家庭内の連絡体制の確保</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局） 注意報、警報発表時及び・・・</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策 <u>ア</u> <u>緊急時の家庭内の連絡体制の確保</u> <u>イ</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄 <u>ウ</u> 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>エ</u> 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知 <u>オ</u> 消火器の普及</p>	<p>市地域防災計画は防災に関する事項を定めるものです。用語については「災害時」のままとすることが適切と考えます。</p> <p>なお、掲載箇所については、ご意見のとおり、最初に各家庭で考えていただく項目と考えますので、ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>	有	<p>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局）</p> <p>注意報、警報発表時及び・・・</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策 <u>ア</u> <u>災害時に備えた家庭内の連絡体制の確認</u> <u>イ</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄 <u>ウ</u> 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 <u>エ</u> 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知 <u>オ</u> 消火器の普及</p>

8	P9	第1編第1章第5節 9 市民・事業所等 のとりべき措置	<p>自主防災組織での中心的役割を担う者の養成を努力義務として明記する。</p> <p>2 災害に備え、自主防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、<u>定期的な訓練を実施し、及び防災に関する研修、講習等を受講することにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めること。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 防災及び減災の活動において、中心的役割を担う者（防災士）を育成し、<u>継続的に地域の防災能力の維持に努めるものとする。</u></p>	<p>ご意見のとおり、地域の防災活動を推進するに当たり、自主防災リーダーの育成は、重要な課題であると認識しています。</p> <p>防災士の資格につきまして、自主防災組織補助金により防災士の資格取得に係る経費についても補助対象としておりますが、平成25年度事業として、防災士資格取得のための経費に対し、補助金創設を検討しています。</p> <p>今後も地域の防災活動の中心となる人材育成について、自主防災組織等と連携し、検討してまいります。</p>	無	修正なし
9	P23	第2編第1章第2節 第1項 3 市民に対する普及啓発	<p>冒頭に追記する。</p> <p>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局） 注意報、警報発表時及び発災時に・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局） <u>地域における防災及び減災活動を促進するため、自主防災組織及び事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。</u> 注意報、警報発表時及び発災時に・・・</p>		無	修正なし
10	P28	第2編第2章第2節 第1項 2 自主防災組織の 活動支援・機能強化	<p>記載内容を訂正する。</p> <p>(5) 自主防災リーダーの育成 研修会等を実施し、自主防災活動を活発にするために必要な地域の要となる自主防災リーダーの<u>育成に努める。</u> <u>また、市は自主防災リーダーとの相互連携のもと、自主防災組織の自主性の醸成に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(5) 自主防災リーダーの育成 研修会等を実施し、自主防災活動を活発にするために必要な地域の要となる自主防災リーダーを<u>育成する。この手段として、中心的役割を担う防災士を育成する。</u> <u>また、自主防災リーダーとの相互連携のもと、自主防災組織の醸成を図る。</u></p>		無	修正なし
11			<p>計画への意見</p> <p>「ボランティア活動の環境整備」の章を設け、ボランティアの「位置付け」「育成」「登録」「支援体制の整備」等の記述が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2編第14章災害ボランティア活動の環境整備」に記述済です。</p>	無	修正なし

1 2	P417	第4編第11章第1節 第2項 災害ボランティアセンターの業務	記載内容を訂正する。 (1) 災害ボランティアの <u>要請及び派遣</u> 、コーディネート ↓ (1) ボランティアの <u>登録・参加要請</u> 、コーディネート	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。	有	(1) 災害ボランティアの <u>登録、参加要請及び派遣</u> 、コーディネート
1 3			記載内容を追加する。 (2) ボランティア保険の <u>あっせん、受付</u> (3) 被災者ニーズの把握 ↓ (2) ボランティア保険の <u>あっせん、受付</u> <u>原則として、個人で加入してもらう。(未加入の人のみ)</u> <u>救助法適用の場合は、未加入者に限り全国福祉協議会のボランティア活動保険を市が負担するが、県等が負担する場合はその限りではない。</u> (3) 被災者ニーズの把握	ご指摘の箇所は災害ボランティアセンターの主な活動について示しています。 具体的な内容については、関係団体等と協議のうえ、個別のマニュアル等により定めてまいります。	無	修正なし
1 4			記載内容を追加する。 (6) 活動証明書の発行 ↓ (6) 活動証明書の発行 <u>ボランティアセンターは、活動終了後に必要な証明書の発行を行う。</u>		無	修正なし